

令和6年度 兵庫労働衛生行政のあらまし

～労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり～

令和6年度 兵庫労働衛生行政のポイント

兵庫労働局労働基準部 健康課

兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画取組ポイント（令和5年度～令和9年度）

- ◇ 労働者の健康確保対策、過労死等の防止対策
- ◇ 治療と仕事の両立支援対策の推進
- ◇ 化学物質等による労働災害防止対策
- ◇ その他の職業性疾病予防対策



兵庫県下における労働衛生の現況

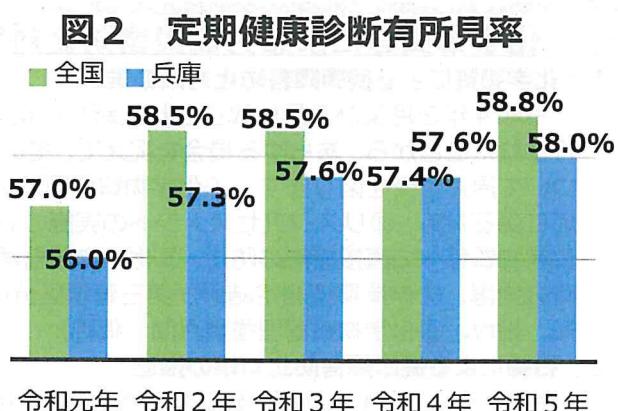
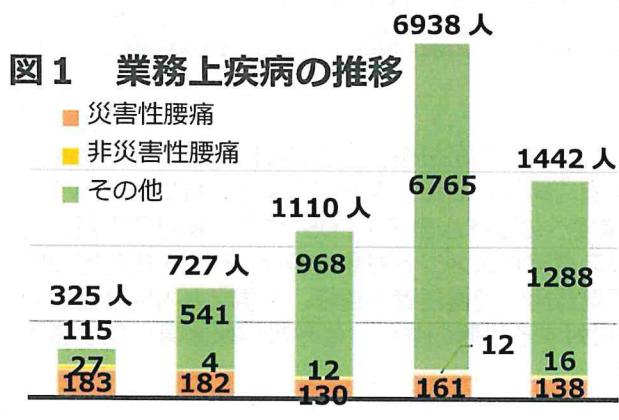


図3 じん肺有所見率の推移

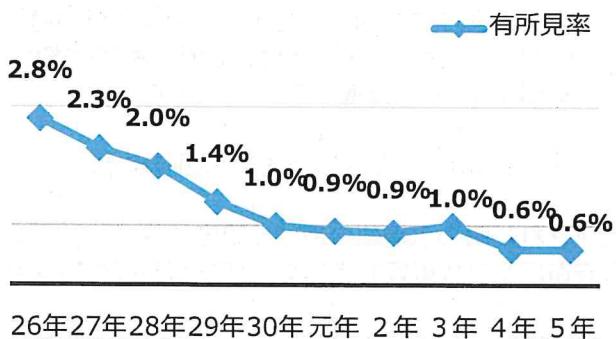
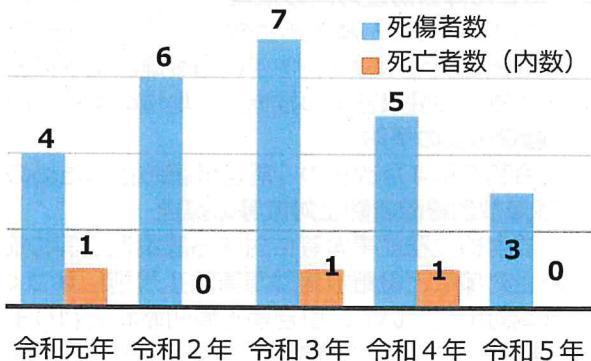


図4 化学物質・災害発生状況



主な労働衛生対策

◇ 労働者の健康確保対策、過労死等の防止対策

1 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

長時間労働やメンタルヘルス不調等により、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないよう、引き続き、労働安全衛生法に基づく労働者の健康確保措置の確実な実施の徹底を図ります。特にメンタルヘルス対策の取組が進んでいない事業場を中心に、同対策の取組の支援を図ります。

2 労働者の心の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進

兵庫産業保健総合支援センターと連携し、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」などの周知・指導を行います。また、ストレスチェック実施の徹底を図るため、労働者数50人以上の事業場に対して重点的な指導等を行うとともに、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組についても、適切な実施を促進します。さらに、メンタルヘルス対策の取組が進んでいない労働者数50人未満の事業場を中心に、上記同様の取組について協力要請をするとともに、産業保健活動を支援するための団体経由産業保健活動推進助成金及びポータルサイト「こころの耳」の研修ツールや取組事例等の活用について周知を図ります。

3 職場における健康づくりの推進

令和5年3月改正の「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の周知を図ります。

4 健康診断及び事後措置等の徹底

健康診断及び事後措置等の指導を行うとともに、「職場の健康診断実施強化月間」（9月）、コラボヘルスの実施や安衛法に基づく定期健康診断の結果の記録を医療保険者に提供すること等についても周知徹底を図ります。また、小規模事業場に対しては、兵庫産業保健総合支援センター及び地域窓口（地域産業保健センター）における各種支援事業の周知・利用勧奨を行います。

◇ 治療と仕事の両立支援対策の推進

「兵庫県地域両立支援推進チームアクションプラン！」に基づき、引き続き「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」、「企業医療機関連携マニュアル」、「団体経由産業保健活動推進助成金」、「両立支援コーディネーター養成研修」について事業者へ周知啓発を図ります。

◇ 化学物質等による労働災害防止対策

1 化学物質による健康障害防止対策の推進

令和4年2月及び5月に改正された新たな化学物質規制に係る安衛法施行令等が令和6年4月に全面施行されたことから、あらゆる機会を捉えて、その円滑な実施に向けた周知啓発を図ります。特に次の事項について周知啓発を図ります。①化学物質の製造・輸入事業場へのラベル表示・SDS交付義務対象物質の追加に係る対応、②リスクアセスメントの実施の徹底、③リスクアセスメント対象物健康診断、④皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止、⑤化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任、⑥事業場内別容器保管時の措置、⑦作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化、⑧呼吸用保護具に関する周知、指導、⑨化学物質管理強調月間（仮称）

2 石綿による健康障害防止対策の推進

令和5年10月1日施行の建築物石綿含有建材調査者講習修了者による事前調査、並びに事前調査において石綿等の使用の有無が明らかとならなかった場合に行う分析調査について、厚生労働大臣が定めるものに分析調査を行わせることを義務付ける改正石綿障害予防規則の周知を図ります。

3 粉じん障害防止対策の推進

第10次粉じん障害防止総合対策（令和5年度～令和9年度）に基づき、引き続き①呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底、②すい道等建設工事における粉じん障害防止対策、③じん肺健康診断の着実な実施、④離職後の健康管理の推進、⑤地域の実情に即した粉じん障害防止対策を推進してまいります。

4 騒音障害の予防

令和5年4月改正の「騒音障害防止のためのガイドライン」について、引き続き周知を図ります。

5 電離放射線障害防止対策等の推進

放射線業務従事者等に対する線量測定等の徹底及び改正された眼の水晶体の被ばく限度に基づく被ばく防止対策など電離放射線障害防止規則に基づく対策の遵守徹底及び放射線測定器の適切な装着等の被ばく低減対策について、引き続き周知徹底を図ります。

◇ その他の職業性疾病予防対策

1 熱中症の予防対策の推進

職場における熱中症の予防について、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を推進し、JIS規格に適合した暑さ指数計によるWBGT値の把握とWBGT値に応じた作業計画を策定し、作業環境管理、作業管理、健康管理、異常時の措置等の取組の徹底を図ります。

2 腰痛予防対策の推進

介護・看護作業を行う労働者がいる事業場に対し、改めて「職場における腰痛予防対策指針」（平成25年改正）の周知を行うとともに、介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器、福祉用具等の導入による作業の省力化と腰痛予防対策の普及促進を図ります。